

## 消費者教育 実践事例集

# ラップで啓発も！ 大学生による 高校生への消費者教育

高山 貢 Takayama Mitsugu 青森中央学院大学経営法学部教授  
専門は地域経済。青森県金融広報アドバイザー、青森県消費者協会理事。著書に『地域再生のための経営と会計』（共著 中央経済社、2014年）

このコーナーでは、消費者教育の実践事例を紹介します。

### 本学の消費者教育の取り組み

私が本学で担当している科目「地域密着アクト」では、2015年度より消費者教育をテーマに取り上げています。

消費者教育をテーマとした理由は、青森県でも消費者トラブルが急増し、新聞、テレビでお年寄りや若者がさまざまなトラブルに巻き込まれるケースが報道され、社会的な問題としてクローズアップされていたことにあります。大学生が消費者トラブル防止のために活動できないかと、青森県消費者協会（以下、協会）に相談し、2013年、大学として協会の「青森市若者に対する消費者教育推進モデル事業」に参加することになりました。

モデル事業では、テーマの「生活の管理と契約」のもと、授業に学内外の講師を招き、契約トラブル、生活管理、クレジットカード、金融知識を学び、大学生の消費者市民社会の一員としての意識の向上に努めました。

そして、授業で学んだ知識をより多くの若者

に伝えてほしいとの思いから、「地域密着アクト」（以下、講義）において、大学生による消費者教育の実践に取り組むことにしました。これが、本学の消費者教育の嚆矢（こうし）となりました。

講義では、協会の相談員、青森県金融広報アドバイザー、大学教員を講師に招き、消費者トラブルの実例、消費者法の基礎知識、金融知識等について学びます。消費者教育を学び、実践する講義なので、前期は座学、後期は消費者教育の教材づくりが中心となります。2015年度の履修者はわずか数名でしたが、2016年度は12名となり、2017年度は30名を超えるまでになりました。

1年目の2015年度は講義でパワーポイントを使った「電子紙芝居」などを制作し、協会の紹介で「第1回大学生と高校生の消費者教育講座」を2016年1月に青森県立青森商業高等学校で行いました（表）。

### ラップで啓発にチャレンジ

2年目の2016年度は消費者教育教材を本格的に制作しました。当初はドラマ仕立ての若者

向け消費者トラブル防止の創作寸劇にチャレンジしようとしたのですが、私の演技指導力不足と資金難から断念し、「電子紙芝居」「ラップで啓発」をグループ別に制作しました。

「電子紙芝居」は、フリーイラス

表 大学生と高校生の消費者教育講座の概要

第1回大学生と高校生の消費者教育講座	第2回大学生と高校生の消費者教育講座
2016年1月23日(2015年度)	2017年2月12日(2016年度)
青森県立青森商業高校	青森県立青森商業高校
大学生6名、高校生50名 1.インターネットの危ない世界 SNS、ワンクリック詐欺 2.電子紙芝居 ネットショッピング 3.消費者トラブル〇×クイズ 知っておきたい消費者知識	大学生10名、高校生30名 1.大学生による消費者トラブル未然防止 偽・詐欺サイト、架空請求メール ワンクリック詐欺、デット商法 2.若者の消費者トラブルと法律ミニ講義 3.ラップで啓発

ト、効果音を使用して、若者が巻き込まれそうな消費者トラブルを題材に注意点、アドバイス、法律的解釈を加え、最後に必ず「困ったら188」のフレーズを強調しました。

また、未成年者の取引や契約の知識などの法律問題を〇×クイズ形式で出題、大学で法律を学んだ学生が高校生向けにやさしく解説しました。

そして、「ラップで啓発」ですが、このきっかけは大学のゼミ紹介で、あるゼミの学生がラップでにぎやかに行ったゼミ勧誘が大受けだったことでした。そこで、大学生が若者向け啓発をラップで行えば、高校生や中学生が関心を持ってくれるはずと、学生に作詞を依頼しました。でき上がったのが「消費者ラップ 架空請求編」で、「恐ろしい罠<sup>わな</sup>で画面フリーズ、誰か助けてヘルププリーズ」と、ラップのお約束の韻を踏むフレーズが盛り込まれています。そして、最後は「電話番号188でいやや、消費者センターはみんなの味方！」で終わります。

これらの作品を2017年1月に開催した「青森中央学院大学金融リテラシー講演会」で披露したところ、協会のホームページの「消費者協会ニュース」で紹介され、地元で話題となりました。

そして「第2回大学生と高校生の消費者教育講座」(以下、講座)を同年2月に開催しました(表)。

なお、2017年度も新たなメンバーで消費者教育教材を制作しており、「ラップで啓発」第2弾を近々お披露目する予定です。

### 参加型で楽しく学ぶ

講座の流れについて紹介します。最初の「大学生による消費者トラブル未然防止」では、高校生が被害にあいそうな消費者トラブルとして、偽・詐欺サイト、架空請求メール、ワンクリック詐欺、デート商法などをパワーポイントで説明し、高校生に被害防止のポイントをクイズ形式

### 写真 クイズ形式で楽しく講義



で質問しながら、やさしく解説しました(写真)。

次に「若者の消費者トラブルと法律ミニ講義」では、私が性格別に巻き込まれやすいトラブル診断と、法律の解説でトラブル防止をアドバイスしました。

最後に「ラップで啓発」として、架空請求編、出会い系サイトによるデート商法編を大学生が披露しました。

参加した高校生の9割以上がインターネット、SNSを利用していることから、年代が近い大学生が話す消費者トラブルの紹介は身近なものであり、参考になったようです。

### 若者への消費者教育を進めるために

消費者教育推進法、消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、本学では消費者教育に体系的かつ継続的に取り組むため、大学における消費者教育を導入し、高校生への消費者教育講座を続けてきました。

消費者教育は若い世代から始めるのが効果的ですが、私は若者向けの消費者教育は講義形式のような一方的なものではなく、若者との意見交換やゲーム感覚で進められるような方法が効果的ではないかと考えています。

最後に、現在制作中の消費者啓発ラップのフレーズを紹介します。「安心が慢心、注意が肝心 細心の注意、回避、一大事 心を踏みにじる、振り込め詐欺 みんなで被害を食い止めたい」